

佐賀県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和3年1月7日から令和3年2月8日まで佐賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月7日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里有田 線	西松浦郡有田町広瀬字川口甲 1276 番 1 地 先から 西松浦郡有田町広瀬字南野甲 407 番 1 地 先まで	令和3. 1. 7